

障害福祉と介護保険ヘルプの違い

	障害者総合支援法	介護保険
制度名	居宅介護	訪問介護
類型	<p>① 身体介護 ≫ 利用者の身体に直接接触して行われるサービス等 (例：入浴介助、排せつ介助、食事介助、利用者の自立につなげるために、安全を確保しつつ常時介助出来る状態でヘルパーが利用者と共に調理、掃除、洗濯等の家事を行う支援等)</p> <p>② 家事援助 ≫ 身体介護以外で、利用者が日常生活を営むことを支援するサービス (例：調理、洗濯、掃除、買い物、衣類の整理・補修、ベッドメイク、薬の受け取り、代筆・代読支援、育児支援等)</p> <p>③ 通院等介助、乗降介助 ≫ 居宅から、病院へ通院するため、官公署や相談事業所へ公的手続や障害福祉サービス利用について相談するための移動介助</p> <p>① 病院等への通院…医療機関に通院の介助、ワクチン接種</p> <p>② 官公署等での手続き…公的手続及び相談のため、官公署（国、都道府県、市町村の機関や外国公館（外国の大使館、公使館、領事館その他準ずる施設））、指定相談支援事業所を訪れる場合の送迎の介助（選挙の投票を含む。）</p> <p>③ 障害福祉サービス事業所の見学…相談の結果、見学のため、紹介された指定障害福祉サービス事業所を訪れる場合の送迎の介助</p>	<p>① 身体介護 ≫ 利用者の身体に直接接触して行われるサービス等 (例：入浴介助、排せつ介助、食事介助 利用者の自立につなげるために、安全を確保しつつ常時介助出来る状態でヘルパーが利用者と共に調理、掃除、洗濯等の家事を行う支援等)</p> <p>② 生活援助 ≫ 身体介護以外で、基本独居の利用者が日常生活を営むことを支援するサービス (例：調理、洗濯、掃除、買い物、衣類の整理・補修、ベッドメイク、薬の受け取り)</p> <p>③ 通院等乗降介助 ≫ 通院等のための乗車又は降車の介助（乗車前・降車後の移動介助等の一連のサービス行為を含む）病院内の付き添いに関しては認知症の方等は身体介護での付き添いが介護が必要な時間は算定が認められることがある。また、通院等乗降介助でなく介護タクシー等を利用される方もいる。</p>
対象者	<p>障害支援区分1以上の障害者等（身体障害、知的障害、精神障害）</p>	<p>65歳以上の第1号被保険者（第2号被保険者にあつては特定疾病等で認定を受けた40歳～64歳の方）で、要介護認定を受けた高齢者。要支援1あるいは要支援2の認定を受けている方は「総合支援事業」を利用。</p>

障害福祉と介護保険ヘルプの違い

	障害者総合支援法	介護保険
制度名	居宅介護	訪問介護
報酬	<p>①身体介護中心、通院等介助（身体介護有り）</p> <p>30分未満 255単位 30分以上1時間未満 402単位 1時間以上1時間30分未満 584単位 1時間30分以上2時間未満 666単位 2時間以上2時間30分未満 750単位 2時間30分以上3時間未満 833単位 3時間以降、30分を増す毎に83単位加算</p> <p>②家事援助中心</p> <p>30分未満 105単位 30分以上45分未満 152単位 45分以上1時間未満 196単位 1時間以上1時間15分未満 238単位 1時間15分以上1時間30分未満 274単位 1時間30分以上 309単位に15分を増すごとに+54単位</p> <p>③通院等介助（身体介護なし）</p> <p>105単位（30分未満）～274単位（1.5時間未満） 1.5時間以降343単位+30分を増す毎に69単位加算</p> <p>④通院等乗降介助</p> <p>1回101単位</p>	<p>①身体介護</p> <p>20分未満 167単位 20分以上30分未満250単位 30分以上1時間未満 396単位 1時間以上 579単位に30分を増すごとに84単位</p> <p>②生活援助</p> <p>20分以上45分未満 183単位 45分以上 225単位</p> <p>③通院等乗降介助</p> <p>通院等乗降介助（※） 99単位 *身体介護に引き続いた生活援助の提供（20分以上で67単位、45分以上で134単位、70分以上で201単位）</p>
利用限度	<p>支給決定又は利用決定等を公平かつ適正に行うために、支給又は利用の要否や、支給量の決定について支給決定基準がある。ただし、支給決定基準は、あくまでも支給決定等を公平かつ適正に行うために定めるものであり、支給量等の上限を定めるものではない</p>	<p>要介護状態区分別に支給限度額が設定。支給限度額を超えてサービスを利用すると全額自費。</p>
利用決定と調整	<p>サービス等利用計画に基づき、障害福祉課が1か月あたり最大何時間利用できるか支給決定を行う。支給決定内の時間数内でヘルプの利用を調整。ヘルプの時間数を変更する際は計画を再提出する。</p>	<p>ケアプランに基づき、ケアマネが利用限度額内で毎月給付管理</p>